

事務連絡
令和6年3月29日

公益社団法人日本バス協会理事長 殿

物流・自動車局旅客課
バス事業活性化調整官

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃改定における
EVバス及び自動運転車両等の原価算定における当面の取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部旅客第一課長（旅客課長）及び沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長あて通知したので、貴協会においても了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。



事 務 連 絡

令和6年3月29日

各地方運輸局自動車交通部旅客第一課長（旅客課長） 殿
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長 殿

物流・自動車局旅客課

バス事業活性化調整官

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃改定における
EVバス及び自動運転車両等の原価算定における当面の取扱いについて

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃改定における原価の算定については、「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針（平成13年12月5日国自旅第116号）」（以下「処理方針」という。）により処理しているところである。

近年、EVバス及び自動運転車両等を導入する事業者が増加しているが、これらの車両は普及初期の段階であるため、通常バス車両と比較して価格及び航続距離等が大きく異なることから、処理方針による査定において、当面の間、下記のとおり取り扱うこととするので、事務処理にあたり遺漏のないように取り計らわれない。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会理事長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 燃料油脂費

その他燃料算定額の査定におけるEVバスにかかる電気料金（動力費）は、実績額を基礎として次式により算定する。

電気料金（動力費）の車キロ当り実績原価 × 平年度EVバス総走行キロ

2. 車両償却費、その他運送費及び営業外費用

(1) 車両価格

EVバス及び自動運転車両等の通常の車両と比較して高額な車両については、標準車両価格を実績車両価格（又は申請車両価格）と同額として算定する。

(2) 平年度代替車両数及び平年度期中平均車両数

平年度におけるEVバスへの車両代替において、航続距離の違いにより平年度に必要となる車両数の増加が認められる場合には、事業者の申請に基づき、その増加分を勘案して査定することができる。

以上